

# 樺地区 協議の結果

鈴農第685号  
令和6年6月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鈴鹿市長 末松 則子

市町村名 (市町村コード)	鈴鹿市 (24207)
地域名 (地域内農業集落名)	樺地区 (山本, 野新田, 大久保, 樺一宮)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月6日 (第1回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

担い手の高齢化が進み、後継者の確保も困難であることから、遊休農地の増加が懸念される。分散・錯綜した農地利用なので作業効率が悪い。狭窄している農道が多く、中には、通学路に面しているほ場があるなど、今後経営規模拡大に取り組もうとする生産者が大型機械の使用には適していない等、作業効率や安全面において農地をとりまく環境改善が必要。水路の維持管理の役割分担がうまくできていない。獣害被害の多発により、収穫量の減少や対策にかかる高額な経費等が負担となり、農業意欲の減退などから農業環境の悪化が危惧される。

【地域の基礎データ】 主な作物：採卵鶏、茶、植木、花き、露地野菜、大麦若葉、野菜、果樹、施設花き、椎茸、水稻

### (2) 地域における農業の将来の在り方

樺地区は鈴鹿山麓の西部丘陵地に位置し、茶、植木などの産地を形成している。茶生産については、県内最大の茶産地であり、植木生産についても、国内屈指の産地である。近年、景気低迷の影響を受け、民間投資や公共事業の抑制などにより、需要の減少、価格低迷が続く、生産農家にとって大変厳しい状況である。そのため、当計画において、新規作目の導入、経営の低コスト化など、経営改善を図る農業者を担い手として位置付け、育成、支援を図っていく。また、国の事業である経営体育成支援事業の活用することにより耕作放棄地の解消や高付加価値化にも取り組んでいく。新規就農者には、青年就農給付金の活用により、就農の定着を図り、支援や育成も行っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	424.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	424.56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.00 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内に存在する農地台帳に登録された農地を、農業利用が可能な農用地等の区域として設定した。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>集落の農地利用は、担い手が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 担い手と土地所有者とで話し合いを行い、小区画の農地を一つにまとめ、集積・集約化を進めることで、作業効率を上げ、引き受け可能な農地の面積を増やす。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>永年性作物を栽培する畑地では、集約化は困難であるが、経営規模を拡大する意向がある担い手には、農地中間管理機構の制度を活用し農地を集積し、遊休農地の発生を未然に防ぐよう努める。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地権者合意のもと、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。また、農道の拡幅を行う。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>認定農業者の後継者育成について、樺地区では、認定農業者の高齢化による担い手不足が懸念されるので、新たな認定農業者の育成を推進していく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>地域の農地の管理については、JA鈴鹿等と連携をすることで、農作業委託も含めて適切に管理していく手法を検討する。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>① イノシシ、ニホンジカを中心に鳥獣被害があることから、関係機関による対策協議会を設置し、集落ぐるみの計画的な捕獲・管理に取り組む。また、少子高齢化による集落機能の低下や狩猟者の高齢化による捕獲力の低下がみられるため、若手狩猟者の育成に取り組む。</p> <p>② 茶の有機栽培の拡大や、有機JASの認証など、付加価値の高い茶業を目指す。</p> <p>④ 茶について、需要の高い海外輸出に取り組む。</p> <p>⑦ 地域の共同作業について 水路、農道の維持管理には人手が必要なため、地域全体で役割分担を行い、地域内の農業を担う者の作業負担を軽減することで、経営規模の拡大を図る。</p> <p>⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。</p> <p>⑨ 地権者と借り手のマッチング 農業委員を通じて、地権者と耕作者のマッチングができるように、地域で情報を共有する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------